



IRIS(アイリス)は、菖蒲・花菖蒲など、あやめ科の植物を表す言葉ですが、ギリシャ神話では「虹の女神」のことをいいます。アイリスクラブ通信「虹」は、私どもとみなさまを結ぶ架け橋として、楽しんでいただけるよう、また、お役にたてるようにと願い、会員のみなさまにだけお届けしております。



知っていそうで知らない ニッポン再発見 ②

圓常寺の阿弥陀如来立像

智照山 圓常寺
彦根市城町2丁目4-62
tel.0749-22-3904

今年3月9日、圓常寺の快慶作木造阿弥陀如来立像が、新たに重要文化財(美術工芸品)に指定された。鎌倉時代を代表する仏師快慶の晩年の制作で、快慶が数多く造った阿弥陀如来像の中でもすぐれた出来栄えを示す像として注目されている。



▶圓常寺 快慶作 阿弥陀如来立像 撮影 奈良国立博物館

快慶は日本を代表する仏師のひとりであり、運慶の父康慶の弟子である。東大寺南大門の国宝「金剛力士像」を運慶らと共に制作し、「阿」が運慶、「吽」が快慶といわれている。

快慶が生涯をかけて追求した阿弥陀如来立像の姿は、「安阿弥陀様」といい、来迎形阿弥陀の一典型として後世に受け継がれていった。高さ90センチ前後の阿弥陀如来立像を多く制作しており、「三尺阿弥陀」とも呼ばれている。圓常寺の阿弥陀如来立像は98.8センチ、安阿弥陀様のひとつということになる。

圓常寺は、「井伊年譜」によると慶長17年(1612)、直孝の創建である。慶長9年(1604)から始まった彦根城築城のなかで建立されたものと考えられている。彦根藩第二代井伊直孝の生母養賢院の出身である印具家の菩提寺であり、江戸時代を通じて彦根藩の庇護を受けてきた。現在の本堂は元禄17年(1701)・寛保3年(1747)の二度の火災後、豊郷町四十九院から移築されたと伝えられている。寺の創建より古い時代の阿弥陀仏を本尊として祀っているのは、本堂と共に阿弥陀仏もお移したのかもしれない……。しかし残念ながら、火災により資料が失われ、快慶作の本像の伝

来については明らかではない。

私たちは仏壇に向かい、或いはお寺を訪れたとき「南無阿弥陀仏」と唱える。阿弥陀如来を本尊とする浄土宗や浄土真宗によれば、「南無阿弥陀仏」を唱えれば、死後誰でも極楽浄土に行くことができる、「南無阿弥陀仏」とは阿弥陀如来をひたすら信仰しますという意味なのだ。この教えは平安から鎌倉時代にかけて盛んで、快慶もまた熱心な阿弥陀信仰者だったという。

祖母は毎朝、日の出に手を合わせ「南無阿弥陀仏」と唱えていた。何故、そうするのかを尋ねたことはなかったが、多分、「今日も一日よろしく願います」という意味だったのではないかと知っている。

あまりに美しい風景を見たときも「南無阿弥陀仏」、受験や何かを成し遂げようとするとき、もう駄目だと思ったときも、「南無阿弥陀仏」である。

阿弥陀如来の印相は、指で輪を作っている。「お任せしました、頼みます……」、快慶さんに怒られるかもしれないが、阿弥陀様の「OK!」サインのように見えるのである。

雲行





遺産相続の手続き②

プラス財産(現金、預貯金、土地建物など)や、マイナス財産(借金など)のある方が、遺言書をのこさずに亡くなりますと、法律で定められた人(法定相続人といいます)が相続することになりますが、たとえば、プラス財産よりマイナス財産のほうが多い場合など、「相続したくない」と思う方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

そのような時は、「相続放棄」の手続きをする必要があります。具体的な手続き方法は、「相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければならぬ」とされています。相続を放棄したい方は、特に「3ヶ月」という期間制限があることにご注意ください。

なお、相続放棄とは、特定の相続財産を相続しないということではなく、「相続人ではなくなる」という意味ですので、マイナス財産(借金など)も相続しないかわりに一切のプラス財産も

相続できないということになります。遺言書がなかった場合で、かつ「遺産の一部のみもらえれば、あとの遺産はいらない」という場合は、相続放棄ではなく、相続人全員の話し合いによる合意(遺産分割協議といいます)を成立させる必要があります。

遺産分割協議は、期限はありませんので、お亡くなりから数ヶ月後でも、数十年後でも協議することが出来ます。しかし、遺産によっては届出などが必要なもの(農地や山林など)もありますし、長期間、遺産分割協議をしないで放置すると、相続人の内の一人が亡くなり、さらにその相続人の複数人と協議しないといけなくなるなど、協議当事者の人数が増えてしまうなどのデメリットがありますので、速やかに協議されることをお勧めいたします。

次に遺産分割の方法ですが、遺産分割協議は相続人全員で話し合い、合意する必要があります。相続人の内の一人でも反対すると遺産

司法書士：田中利和



分割協議は成立しません。具体的には、各遺産を誰が相続するのか決めることになるのですが、相続人の共有にすることも可能ですし、遺産を売却し、お金で分ける方法や、相続人の1人が遺産(不動産など)を相続し、他の相続人には相続すべき遺産(不動産など)の持分相当額の対価を金銭で支払うという方法など、様々な方法があります。また、どうしても話し合いがつかない場合は、家庭裁判所の「調停」や「審判」を利用することが必要となります。

ご自身が亡くなれた後の相続が、「争続」とならないようにするためには、「遺言書」の作成が効果的で、残されたご家族の遺産の承継もスムーズに行われることが多いと思います。大切なご家族が、相続で争うことのないよう、「遺言書」の作成を是非ご検討してください。

(次回は、「遺言書」について)

FLOWER GARDEN IRIS

春の花まつり開催しました

3月16日(金)から3月18日(日)まで春の花まつり開催しました。初日は悪天候でしたが、2日目・3日目は好天に恵まれ、たくさんのお客様にご来店頂きました。

大好評の寄せ植え教室に加え、今回は新しくハーブを楽しむレッスンを開催しました。庭にあるハーブの使い方や楽しみ方はもちろんハーブを使ったお料理を楽しんで頂きました。各レッスンとも質問が多く飛び交う賑やかな3日間となりました。

第2回「Salon de Fleur+」開催しました!!

今回は大人気のハーバリウム教室。2日間ともたくさんの方にご参加頂きました。お好きな花を選んでオイルを入れて…と和気あいあいとした中でも真剣な1時間でした。どれをとっても決して同じもののない個性豊かなたった一つのハーバリウムが完成しました。

次回6月は、こちらも大人気のアロマスワッグ教室を開催します!! 8日(金)・9日(土)の2日間 両日14時からと19時からの2回開催。

スワッグとは「壁飾り」の意味。花束のようなスワッグは窓辺に飾れば風とともにお花だけではなく香りも楽しめます。色々なお花の楽しみ方をご一緒に♪
お気軽にスタッフまでお問い合わせくださいネ♪

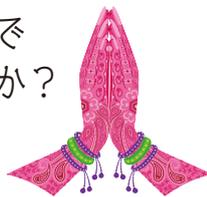


ハーバリウム教室

教えて 戌亥先生

冠婚葬祭アドバイザーの戌亥先生に聞きました

なぜ神道はかしわ手で 仏教は合掌なのですか？



そもそも「かしわ手」と呼ぶのが間違いなのですが、知っている人は少ないようです。

実は「拍手」と書かれたものが誤って「拍手」と書かれ「柏」が「かしわ」と読むところから「かしわ手」と呼ばれるようになりました。「拍手(はくしゅ)」なら誰でも知っているように、感激したり、歓喜したり大賛成した時に打つものです。現在、神前において神道の礼拝の形式として行われています二回の「かしわ手」も元々驚喜して至誠の気持ちを相手に表現したもので、相撲取りの土俵入りの時の拍手も同じ意味があります。拍手は二回打つことで神様と一体になることなのです。

仏教の合掌は、もともとインドの礼法で現在でもインド人は挨拶を交わすとき、お互いに相手に向かって合掌します。この両手を合やす礼法は、左手は自分で右手は仏様であり、それを合わせることで仏様に対する信仰心が純粋であることを表現しています。

また、相手を敬う気持ちの表現であるとか、更には右手のシワと左手のシワを合わせて「しあわせ」となるという解釈もあります。日本人は神と仏の区別が苦手なようで、神社で合掌したり、お寺で拍手している人をよく見かけます。間違ったからと言って神様や仏様はお怒りになりませんが折角に別々の礼法を持っているのですから、神前では拍手を仏前では合掌をしてください。葬儀の時、仏式は合掌をするわけですが、神式にも合掌をする人が多いしキリスト教の葬儀の場合もほとんどが合掌しています。これは、日本人の大部分が葬儀は仏式で行うという習慣によるものと思われます。

日本の習わし

日本の暦の重要要素の一つに雑節があります。これは二十四節のように、農耕的な観点から季節を正確に把握するために用いられてきたものとは区別され、昔から継承されてきた「慣習」が年中行事となったものです。

この時期の雑節「入梅(梅雨)」

夏至(6月21日)を中心として前後約20日ずつの雨期を梅雨と言います。梅雨に入る最初の日、旧暦では芒種の最初の壬の日で6月上旬になります。この頃梅の実がちょうど熟する季節感から「入梅」と呼ぶようになりました。又この時期は雨が多く降り、霰が繁殖するため霰雨から「梅雨」になったとも言われます。

「梅雨」という呼び名を最初に使ったのは、江戸時代に「日本歳時記」を著した貝原益軒と貝原好古という二人の学者でした。それまでの日本では梅雨のことを「五月雨」といいました。古

今和歌集に五月雨が登場しています。現在の入梅は、「暦」とは関係なく気象学的に太陽が黄経80度を通過した日を入梅としています。近年の梅雨の雨は、昔の様にしとしと雨でなくゲリラ的な集中豪雨も多く、梅雨という情緒はなくなりつつあります。

「半夏生」

暦上、夏至(6月21日)から11日目の日、7月2日)が半夏生で農家ではこの日を目安に田植えを終えていました。この日より前ならば、田植えが多少遅れても、半年の半分は収穫できると信じられていました。

語源的には、このころ「半夏(カラスビシャクの漢名)」というサトイモ科の多年草が生える時期という説や、もっと単純に半分夏になったから、「カタシロ草」という草の葉が名前の通り半分白くなって化粧したようになる頃だから、と諸説あります。

関西地方ではこの時期「タコ」を食べる習慣があり、タコのようにしっかりと足(稲の根)が張るようにとか福井県では鯖を丸焼きして食べ、スタミナを養う時もあったようです。この様な雑節は稲作が中心だった頃の大切なことでしたが、今は薄れつつあります。

「土用」

本来は、立春・立夏・立秋・立冬(各四季節)の前の18日間を「土用」といいます。現在では立夏の前の「土用」のみを指すようになっていきます。「土用」とは五行説の「土性」の意味で、四季を五行に対応させると、春は「木性」、夏は「火性」、秋は「金性」、冬は「水性」となり、「土性」のみが季節に該当しないのは不都合なので、各季節に割り当てたのです。

夏の土用の丑の日に、うなぎを食べるという習慣は、江戸時代の発明家の「平賀源内」が、知り合いのうなぎ屋に夏枯れでうなぎが売れないので何とかならないかと、相談を受けて思いついたのが「土用の丑の日にうなぎを食べれば元気になれる」という販売戦略だったのです。

2018年の夏の土用の丑の日は7月20日と8月1日の2回あります。又、このころ「暑中見舞い」を書くのが習わしです。

TOPIC

生前整理

「生前整理」とは、自分が他界した時に、残された方が困らないよう財産や住空間を整理することをいいます。ご家族が亡くなるとそのご子息や配偶者が遺品整理をされますが、たいへんな手間と時間がかかるため、ご遺族にとっては大きな負担になることも珍しくありません。金銭的にも精神的にも迷惑をかけないように、時間、体力ともに余裕のある間に身の回りを整理することは、本当に必要なものは何かを考える機会にもなるでしょう。財産や貴重品はきちんとまとめておき、どこに置いたのか判るようにしておくことが大切です。

家の中にあふれるモノを整理するとき、何から始めればよいのかわからないものです。なぜ捨てられないのか? 思い出がある、もったいない、まだ使える、小さいものは嵩ばらないから、高価なものには値打ちがあるから、など様々な思いがあります。整理は一人でできること、家族と相談すること、業者に依頼する場合などがありますが、不要なものを思い切って断捨離することで、すっきり暮らしやすく明るい気持ちで過ごすこともできるでしょう。

これからの人生を前向きに心豊かに生活するため、家族のためにも決して早すぎることはないのです。



生前整理

伝統

淡海の老舗「夢京橋あかり館」

夢京橋キャッスルロードにある第3セクター「夢京橋あかり館」は1997年にオープンして以来、和蠟燭・キャンドル・香を中心に商いを続けている。和蠟燭は江戸時代には彦根の名産だったという。また、招き猫を扱う「招福本舗」を館内に併設。彦根藩第二代藩主井伊直孝が、招き猫発祥説の登場人物だからであり、人気キャラクター「ひこにゃん」誕生以前からそのコンセプトの基礎を培ってきた。

ここ数年、あかり館では地場産品にこだわった独自の商品開発に取り組み、新しいブランド

創りにチャレンジしている。注目は「近江麻布ばすたおる」(70×108cm)。麻独特の柔らかな肌触りを保ち放湿性・吸湿性に優れ、秀逸な品に仕上がっている。2018年5月日本商工会議所会頭賞を受賞した。

藪田清氏あかり館館長は「江戸時代の高宮宿は、近隣で生産された麻布の集積地でした。良質な麻と高い技術力で、上布にまで仕上げたものが高宮布です。また、滋賀の近代は琵琶湖の豊富な水を利用した紡績が盛んでした。今後



す」と話す。

観光客が多く訪れるイメージもあるが、日常使いの商品も数多く取りそろえているので、ふらりと訪れてみてはどうだろう。

協力 夢京橋あかり館
彦根市本町2-1-3・TEL0749-27-5501・www.akarikan.co.jp

国際規格 ISO の継続審査終わる

品質マネジメントシステム (ISO9001)、環境マネジメントシステム (ISO14001) の継続審査が4月4日に終わりました。3日間に渡る審査は、弊社代表のトップインタビューから始まり、続いてISOのマネジメントシステムが効果的に機能しているかどうかの視点から部門ごとのチェックが行われます。

PDCAサイクル(Plan:計画→Do:実行→Check:評価→Act:改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する)の確立による組織の活性化という初期の目的が達成されていると評価いた



▶オープニングミーティング



▶生花事業部の審査

いただきました。2018年度の審査を終え継続して認証を取得しました。

社員の意識の高まりからお客様への満足度向上につながることを確認し、審査が終わるたびに新しい取り組みや運営方法のヒントをもらっています。

みなさまのおたよりから

- ❁ 昨年、近親者の入院が重なり、葬儀に対しての捉え方がとても身近なものであり、他人ごとでは無いのだと再確認しました。近年家族葬の多さをよく耳にします。家族葬について、もっと知りたいと思いました。(彦根市:女性)
- ❁ 遺産相続について普段は考えませんが、記事を読んで考えるきっかけになりました。次回も楽しみにしています。(彦根市:男性)
- ❁ アイリス通信とても参考になります。近年は従来のしきたりに必ずしもこだわらず葬儀の形式も多様化しつつあるのですね。(彦根市:男性)
- ❁ 子供がいないので、お墓の今後が気になっています。樹木葬や散骨も一つの方法なのかと関心を持って読ませていただきました。(東近江市:男性)
- ❁ いつも興味深い記事ばかりで毎回楽しみにしております。毎日ながめているあの多景島に奥深い歴史がぎざまれていたことを初めて知りました。(彦根市:女性)
- ❁ 多景島には、昔遊覧船で行きました。今回詳しく知ることができ、ありがとうございました。また、花まつりの解説も分かりやすく良かったです。これからも新しい企画等大変ですが楽しみにしていますので頑張ってください。(彦根市:男性)
- ❁ 多景島にはいろいろな言い伝えがあるのですね。初めて知りました。ぜひ暖かくなったら、主人と遊覧船で島めぐりに出かけたいと思っています。(彦根市:女性)
- ❁ 淡海の老舗の藤塚時計店で30年前に鳩時計を友人から贈られました。今も現役で時を知らせてくれています。(近江八幡市:男性)

いつもたくさんのメッセージ、ありがとうございます。

文化講座 開催しました(近江八幡公益会館)

- 4月22日(日) ● 家族への伝言「エンディングノート講座」
- 5月20日(日) ● 将来に安心を「セカンドライフ講座」



ご愛読者プレゼント

会員のみなさまに
日頃の感謝の気持ちを込めて

「淡海の老舗」でご紹介 夢京橋あかり館様

近江麻布 ばすたおる 平織り

麻 100% 70cm×108cm

応募締切 平成30年6月20日(水)必着



- 同封の応募ハガキのアンケートにお答えのうえ、必要事項を記入しご応募ください。
- 当選された方にはプレゼントお渡し日をご連絡させていただくと共に、次号にて発表させていただきます。

vol.65 時計・宝石 藤塚様 SEIKO デジタル電波時計 ご当選者

彦根市:川西 洋様・内片 友子様・松林利和様・筒井光孝様・児玉知恵子様・片山亜矢子様 東近江市:谷口 夸吉様・杉澤 義輝様・川合 まさ子様 近江八幡市:加藤 正聡様

アイリス カレンダー イベントスケジュール

*同封のチラシをご覧ください。

●近江八幡公益会館 文化講座 *開催時間共通 10:00~11:00

- 6月24日(日) 「成年後見人制度を知ってもらう講座」
講師:司法書士 田中利和氏
- 7月22日(日) 「～心の整理～遺品整理講座」
講師:遺品整理士 内堀奏江氏
- 8月26日(日) 「もう困らない!役に立つ年金講座」
講師:社会保険労務士 北川圭英氏
- 9月9日(日) 「#思い出を残そう!プロが教える写真講座」
講師:プロカメラマン 垣内寿美夫氏

●ウィークリー講座 *開催時間共通 11:00~12:00

- 6月10日(日) 「伝筆教室」～文字で伝える気持ち～
近江八幡公益会館
- 6月17日(日) 「絵てがみ教室」 フィリアホール彦根
- 6月23日(土) 「おいしい日本茶の淹れ方教室」 多賀公益会館
- 7月1日(日) 「フラワーアレンジ教室」 八日市公益会館
- 7月8日(日) 「ハーバリウム教室」
メモリアルプラザ公益会館



●フィリアホール彦根 文化講座&内覧会

- 7月15日(日)
10:00~11:00 第1部「心豊かな老後をおくるために」
講師:医療法人 友仁会 高橋孝治氏
11:30~12:30 第2部「ハーバリウム教室」

●葬祭フェア「人形法要祭」「落語」*開催時間共通 9:00~14:00

- 7月16日(祝・月) 八日市公益会館
- 7月29日(日) 多賀公益会館

公益社は、24時間365日いつでも対応いたします

株式会社 公益社 本社:〒522-0054 滋賀県彦根市西今町939番地
TEL.0749(22)5000 FAX.0749(22)0042

ご葬儀のご相談・ご依頼・資料のご請求は

☎ 0120-61-4000